

被扶養者認定に必要な 提出書類のご案内

提出すべき書類が分からない場合は健保組合にお問い合わせください。

子

申請事由で該当するものをクリックしてください。

クリックいただくと必要書類のご案内ページにジャンプします。状況によっては個別に追加書類の提出を求めたり、より細かな確認を行う場合があります。

申請事由	必要書類
出生	こちらのリンク をご確認ください
被保険者のEY入社（資格取得）	いずれかのリンクをご確認ください (未就学児・小中学生) (高校生) (高卒以上の学生) (学生以外)
夫婦間の収入が逆転し、被保険者が主たる生計維持者となったため	いずれかのリンクをご確認ください (未就学児・小中学生) (高校生) (高卒以上の学生) (学生以外)
離婚や別居・死別・同居開始等、世帯状況に変更があったため	いずれかのリンクをご確認ください (離婚・別居) (死別) (同居開始)
働いていたお子様が退職したため	こちらのリンク をご確認ください
雇用保険の失業給付が終了したため	こちらのリンク をご確認ください
自営業者であったお子様が廃業・休業したため	こちらのリンク をご確認ください
収入を得ていたが大幅な収入減が発生し、かつ、今後もその状況が継続するため	こちらのリンク をご確認ください
その他（被保険者異動届等に具体的な理由を記入してください。）	ホームページにログインいただき、 右上のお問い合わせフォームより 健康保険組合にお問い合わせください。

出生に伴う扶養申請

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha ido add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	<p>配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない場合は、 配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類（該当するものすべて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者が会社員の場合 直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 および産休育休中の方は「育児休業等取得状況・収入見込額確認表」 (ikujikyuka shunyu.pdf) ・ 配偶者が自営業者の場合（不動産収入や株式配当等がある場合も必須） 直近の確定申告書類 一式 ・ 配偶者が失職しており失業給付を受給している場合 雇用保険の受給者証、公務員の退職手当受給証など ・ 配偶者が年金受給者の場合 直近の年金振込通知書など年金額がわかるもの 	勤務先 健保組合HP 市区町村 年金事務所 など	<p>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について</p> <p>配偶者もEY健保の場合、被扶養者異動届の「備考欄」に 配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付は 不要</p> <p>※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、 余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）</p>

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

入社に伴う扶養申請（未就学児・小中学生）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	<p>配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない／扶養申請しない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類（該当するものすべて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者が会社員の場合 直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 および産休育休中の方は「育児休業等取得状況・収入見込額確認表」(ikujikyuka_shunyu.pdf) ・ 配偶者が自営業者、不動産収入、雑収入、株式配当等がある場合 直近の確定申告書類一式 ・ 配偶者が失職しており失業給付を受給している場合 雇用保険の受給者証、公務員の退職手当受給証など ・ 配偶者が年金受給者の場合 直近の年金振込通知書など年金額がわかるもの 	勤務先 健保組合HP 市区町村 年金事務所 など	<p>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について</p> <p>配偶者もEY健保の場合、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付は不要</p> <p>※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。（婚姻前の発行、旧姓での勤務など）</p>

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

入社に伴う扶養申請（高校生）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請すご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	子の学生証または在学証明書	学校	義務教育終了後の学生は必須
4	子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	アルバイトをしている場合は必須
5	<p>配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない／扶養申請しない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類（該当するものすべて）</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者が会社員の場合 直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 および産休育休中の方は「育児休業等取得状況・収入見込額確認表」(ikujikyuka_shunyu.pdf) 配偶者が自営業者、不動産収入、雑収入、株式配当等がある場合 直近の確定申告書類 一式 配偶者が失職しており失業給付を受給している場合 雇用保険の受給者証、公務員の退職手当受給証など 配偶者が年金受給者の場合 直近の年金振込通知書など年金額がわかるもの 	勤務先 健保組合HP 市区町村 年金事務所 など	<p>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について</p> <p>配偶者もEY健保の場合、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付は不要</p> <p>※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。（婚姻前の発行、旧姓での勤務など）</p>

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

入社に伴う扶養申請（大学生、専門学校生、予備校生 等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書類一式	市区町村等	高校卒業以上は必須 確定申告している場合は確定申告書類を提出
4	子の学生証または在学証明書	学校	義務教育終了後の学生は必須
5	子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	アルバイトをしている場合は必須
6	<p>配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない／扶養申請しない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類（該当するものすべて）</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者が会社員の場合 直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 および産休育休中の方は「育児休業等取得状況・収入見込額確認表」(ikujikyuka_shunyu.pdf) 配偶者が自営業者、不動産収入、雑収入、株式配当等がある場合 直近の確定申告書類一式 配偶者が失職しており失業給付を受給している場合 雇用保険の受給者証、公務員の退職手当受給証など 配偶者が年金受給者の場合 直近の年金振込通知書など年金額がわかるもの 	勤務先 健保組合HP 市区町村 年金事務所 など	<p>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について</p> <p>配偶者もEY健保の場合、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付は不要</p> <p>※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 (婚姻前の発行、旧姓での勤務など)</p>

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

入社に伴う扶養申請（学生でない子）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	無職の場合も無収入の確認のため提出必須
4	子が自営業者、不動産・雑・配当収入等がある場合は直近の確定申告書一式	—	
5	子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	アルバイトをしている場合は必須
6	子が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所	
7	<p>子が2年以内に退職している場合、子の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の状況が確認出来るもの 失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長の手続き中の方 → 受給延長通知書 ・雇用保険未加入であった場合 未加入の旨が明記された退職証明書 ・公務員であった場合 退職手当受給証 ・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書 	<p>公共職業安定所 ・ 前加入の健康保険組合など</p>	<p>離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可</p> <p>※離職票は受領次第、追加で提出してください</p>
8	<p>配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない／扶養申請しない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類（該当するものすべて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社員：直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・自営業者、不動産収入、株式配当等収入あり：直近の確定申告書一式 ・年金受給あり：直近の年金振込通知書 	<p>勤務先 市区町村 年金事務所 など</p>	<p>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 配偶者もEY健保の場合、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付不要</p> <p>※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）</p>

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

夫婦間の収入の逆転に伴う扶養申請（未就学児・小中学生）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha ido add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	夫婦間の収入逆転の事実が確認出来る書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の直近の源泉徴収票 ・ 収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・ 配偶者の直近の確定申告書一式 ・ 配偶者の健保組合から交付された被扶養者削除通知 など 	勤務先 市区町村 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 事実発生日が不確かな場合や、事実発生日より日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
4	配偶者の退職に伴う収入逆転の場合は以下も追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者が他の企業、法人等に転職 収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・ 配偶者が個人事業主となる 開業届および事業計画書（収入見込額含む） ※事実と異なる場合は後日の調査で遡及削除となります ・ 雇用保険の失業等給付を受給する 離職票1.2または雇用保険受給資格者証（全面） ・ 就労予定なし 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・ その他（健保にご相談ください） 	勤務先 市区町村 公共職業 安定所 など	※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、 余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

夫婦間の収入の逆転に伴う扶養申請（高校生）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	子の学生証または在学証明書	学校	義務教育終了後の学生は必須
4	子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	アルバイトをしている場合は必須
5	夫婦間の収入逆転の事実が確認出来る書類 ・ 配偶者の直近の源泉徴収票 ・ 収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・ 配偶者の直近の確定申告書一式 ・ 配偶者の健保組合から交付された被扶養者削除通知 など	勤務先 市区町村 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 事実発生日が不確かな場合や、事実発生日より日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
4	配偶者の退職に伴う収入逆転の場合は以下も追加 ・ 配偶者が他の企業、法人等に転職 収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・ 配偶者が個人事業主となる 開業届および事業計画書（収入見込額含む） ※事実と異なる場合は後日の調査で遡及削除となります ・ 雇用保険の失業等給付を受給する 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） ・ 就労予定なし 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・ その他（健保にご相談ください）	勤務先 市区町村 公共職業 など	※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、 余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

夫婦間の収入逆転に伴う扶養申請（大学生、専門学校生、予備校生 等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha ido add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書類一式	市区町村等	高校卒業以上は必須 確定申告している場合は確定申告書類を提出
4	子の学生証または在学証明書	学校	義務教育終了後の学生は必須
5	子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	アルバイトをしている場合は必須
6	夫婦間の収入逆転の事実が確認出来る書類 ・配偶者の直近の源泉徴収票 ・収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・配偶者の直近の確定申告書一式 ・配偶者の健保組合から交付された被扶養者削除通知 など	勤務先 市区町村 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 事実発生日が不確かな場合や、事実発生日より日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
7	配偶者の退職に伴う収入逆転の場合は以下も追加 ・配偶者が他の企業、法人等に転職 収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・配偶者が個人事業主となる 開業届および事業計画書（収入見込額含む） ※事実と異なる場合は後日の調査で遡及削除となります ・雇用保険の失業等給付を受給する 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） ・就労予定なし 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・その他（健保にご相談ください）	勤務先 市区町村 公共職業 安定所 など	※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。（婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

夫婦間の収入の逆転に伴う扶養申請（学生でない子）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	無職の場合も無収入の確認のため提出必須
4	子が自営業者、不動産・雑・配当収入等がある場合は直近の確定申告書一式	—	
5	子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	アルバイトをしている場合は必須
6	子が2年以内に退職している場合、子の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の状況が確認出来るもの 失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長の手続き中の方 → 受給延長通知書 ・雇用保険未加入であった場合 → 未加入の旨が明記された退職証明書 ・公務員であった場合 → 退職手当受給証 ・前職健保から傷病手当金、出産手当金を受給している場合 → 支給決定通知書 	公共職業安定所 ・ 前加入の健康保険組合など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可 ※離職票は受領次第、追加で提出してください
7	夫婦間の収入逆転の事実が確認出来る書類 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の直近の源泉徴収票 ・収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・配偶者の直近の確定申告書一式 ・配偶者の健保組合から交付された被扶養者削除通知 など 	勤務先 市区町村 年金事務所 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 事実発生日が不確かな場合、事実発生日より日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
8	配偶者の退職に伴う収入逆転の場合は以下も追加 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者が他の企業、法人等に転職 → 収入逆転の事実が分かる雇用契約書等 ・配偶者が個人事業主となる → 開業届および事業計画書（収入見込額含む） ・雇用保険失業等給付を受給 → 離職票1.2または雇用保険受給資格者証（全面） ・就労予定なし → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 	勤務先 市区町村 公共職業安定所 など	※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

世帯状況の変化に伴う扶養申請（子・離婚および離婚を前提とした別居）

	申請に必要な書類	入手先	備考	
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人1枚ずつ必要	
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング複数名を同時に申請する場合、住民票は一通で可	
3	離婚届受理証明書 または裁判所への提出書類等、世帯員の変動が証明出来る書類	市区町村など		
4	祖父母等、同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、その方の収入状況を証明する書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要	
5	子が未就学児・小中学生	-	上記1～4をご提出ください	
	子が高校生	子の学生証又は在学証明書	学校	上記1～4に加えて提出してください
		子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	〃
	子が 大学生 大学院生 専門学校生 予備校生 学生でない	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書	市区町村	〃
		子が学生であれば学生証又は在学証明書	学校	〃
		子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	〃
		子に不動産・雑・配当収入等がある場合は確定申告書一式	-	〃
子が雇用保険の失業給付や障害年金等を受け取っている場合はその金額が確認出来る書類	公共職業 安定所 年金事務所 など	〃		

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

世帯状況の変化に伴う扶養申請（子・死別）

	申請に必要な書類	入手先	備考	
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要	
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスクング 複数名を同時申請の場合、住民票は一通で可	
3	死亡診断書または死亡日が確認出来る住民票除票等、世帯員の変動が証明出来る書類	市区町村等		
4	祖父母等、同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、その方の収入状況を証明する書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要	
5	子が未就学児・小中学生	-	上記1～4をご提出ください	
	子が高校生	子の学生証又は在学証明書	学校	上記1～4に加えて提出してください
		子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	〃
	子が 大学生 大学院生 専門学校生 予備校生 学生でない	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書	市区町村	〃
		子が学生であれば学生証又は在学証明書	学校	〃
		子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	〃
		子に不動産・雑・配当収入等がある場合は確定申告書一式	—	〃
子が雇用保険の失業給付や障害年金等を受け取っている場合はその金額が確認出来る書類	公共職業 安定所 年金事務所 など	〃		

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

世帯状況の変化に伴う扶養申請（子・再婚等による同居開始）

	申請に必要な書類	入手先	備考	
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要	
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 住民票上で同一世帯となった日が確認出来るもの	
3	再婚の婚姻届受理証明書等、世帯員の変動が証明出来る公的書類	市区町村等	同一世帯となった日と、再婚日等が異なる場合は、 原則として後方の日付で認定	
4	配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない／扶養申請しない場合は、 配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類（該当するものすべて） ・会社員の方：直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 および産休育休中の方は「育児休業等取得状況・収入見込額確認表」 (ikujikyuka_shunyu.pdf) ・自営業、不動産収入や株式配当収入等がある方：直近の確定申告書一式 ・年金収入がある方：直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 配偶者もEY健保の場合は、被扶養者異動届の 「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば 収入証明書類の添付は不要	
5	子が未就学児・小中学生	-	上記1～4をご提出ください	
	子が高校生	子の学生証又は在学証明書	学校	上記1～4に加えて提出してください
		子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	〃
	子が 大学生 大学院生 専門学校生 予備校生 学生でない	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書	市区町村	〃
		子が学生であれば学生証又は在学証明書	学校	〃
		子がアルバイト等をしている場合は直近3ヶ月の給与明細	アルバイト先	〃
		子に不動産収入、配当収入等がある場合は確定申告書一式		〃
子が雇用保険の失業給付や障害年金等を受け取っている場合はその金額が確認出来る書類	公共職業 安定所 年金事務所等	〃		

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

子の退職に伴う扶養申請（子）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスクング 複数名を同時申請する場合、住民票は一通で可
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	子が自営業者、不動産・雑・配当収入等がある場合は直近の確定申告書一式	-	
5	子の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険の状況が確認出来るもの 失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長の手続きを取っている方 → 受給延長通知書 雇用保険未加入であった場合 未加入の旨が明記された退職証明書 公務員であった場合 退職手当受給証 前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書 	公共職業安定所 前加入の健康保険組合など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可 ※離職票は受領次第、追加で提出してください
6	配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類 <ul style="list-style-type: none"> 直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 直近の確定申告書一式 直近の年金振込通知書 など 	勤務先 市区町村 年金事務所 など	<u>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について</u> 配偶者もEY健保の場合は、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば、収入証明書類の添付は不要 ※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

雇用保険や健康保険の給付金の受給終了に伴う扶養申請（子）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請のご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	子が自営業者、不動産・雑・配当収入等がある場合は直近の確定申告書一式	—	
5	子が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所	
6	子の雇用保険（失業給付）や健康保険（傷病手当金、出産手当金）給付金受給終了の事実を証明する公的書類 <ul style="list-style-type: none"> 失業給付受給終了 雇用保険受給資格者証（全面） 傷病手当金受給終了 健康保険 傷病手当金 満了通知書 出産手当金受給終了 健康保険 保険給付金 支給決定通知書 	公共職業安定所 前加入の健康保険組合など	受給終了や対象期間、満了日の記載があるもの
7	配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類 <ul style="list-style-type: none"> 直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 直近の確定申告書一式 直近の年金振込通知書 など 	勤務先 市区町村 年金事務所 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 配偶者もEY健保の場合は、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば、収入証明書類の添付は不要 ※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

廃業・任意継続資格喪失に伴う扶養申請（子）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	子が自営業者、不動産・雑・配当収入等がある場合は直近の確定申告書一式	－	
5	子が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所	
6	子の自営業廃業に伴う場合は、廃業届	税務署等	
	子の任意継続資格喪失に伴う場合は、任意継続資格喪失証明書	前加入健保	
7	子の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 ・雇用保険の状況が確認出来るもの 失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長の手続きを取っている方 → 受給延長通知書 ・雇用保険未加入であった場合 未加入の旨が明記された退職証明書 ・公務員であった場合 退職手当受給証 ・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書	公共職業安定所 ・ 前加入の健康保険組合など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可 ※離職票は受領次第、追加で提出してください
8	配偶者に収入があり、かつEY健保の被扶養者でない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	<u>夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について</u> 配偶者もEY健保の場合は、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付は不要 ※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 （婚姻前の発行、旧姓での勤務など）

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

大幅な収入減に伴う扶養申請（子）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 (hifuyousha_ido_add.pdf)	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	子の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	子が自営業者、不動産・雑・配当収入等がある場合は直近の確定申告書一式	—	
5	子が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所	
6	子の収入減、また収入減の事実が確認出来る書類 ・収入減少前、収入減少後の給与明細（3ヶ月分） ・収入減少となった内容が分かる雇用契約書等 ・直近の確定申告書一式 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	事実証明書類の提出が出来ない場合は認定不可 事実発生日が不確かな場合、事実発生日より日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
	子が自営業者の場合は、廃業届や契約の打ち切り通知書等	税務署 契約先など	事実証明書類の提出が出来ない場合は認定不可
7	パートタイマーの勤務時間減少等による社会保険資格喪失の場合は、給付に関する以下のいずれかの証明書類 ・雇用保険の状況が確認出来るもの 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、退職票1・2、 雇用保険受給資格者証（全面）、受給延長通知書 など ・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書	公共職業 安定所 前加入の 健康保険組合 など	退職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可 ※退職票は受領次第、追加で提出してください
8	配偶者に収入があり、且つ当組合の被扶養者でない場合は、配偶者の収入状況を証明する以下の公的書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について 配偶者もEY健保の場合は、被扶養者異動届の「備考欄」に配偶者の記号-番号を記入すれば収入証明書類の添付不要 ※配偶者書類の苗字が住民票の記載と異なる場合は、余白への記入や付箋等で理由をお知らせください。 (婚姻前の発行、旧姓での勤務など)

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

いずれかに該当する方は、以下の追加書類が必要です。

事由	追加で添付が必要な書類	入手先	備考
事実発生日から3ヶ月以上経過した場合	遅延理由書 (chien_riyu.pdf)	健保組合HP	遅延理由によっては、組合が書類を受理した日（事実確認日）をもって認定日とします
被保険者と申請者が別居している時 (別居時の認定に必要な書類)	別居先の世帯全員の住民票	市区町村	続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの
	戸籍謄本等、被保険者との続柄を証明する書類	市区町村	
	直近6ヶ月分の送金証明 送金を開始したばかりの方は1回分以上の送金証明と送金の申立書 (bekkyo_soukin.pdf)	振込履歴等	16歳未満、全日制の学生（高校生・大学生等）の子に対する送金証明は省略可能です
	(別居先に配偶者以外の成人の同居家族がいる場合) 当該家族の直近の源泉徴収票や直近3ヶ月の給与明細 自営業者の場合は直近の確定申告書一式	勤務先 市区町村	いない場合は不要
入国間もない等、直近の課税証明書が取れない方	添付は省略いただいて差し支えありませんので、申請書の余白や付箋等にその旨をご記入ください	—	状況によってパスポート等の追加提出をお願いし、入国日の確認等を行う場合があります
対象者が外国籍	在留カード両面	市区町村	在留期間、就労の可否等を確認するため必須
留学・駐在等、一時的な海外居住	ビザ 海外居住	外務省	海外居住の証明のため (国内居住要件)
	戸籍謄本等、被保険者との続柄を証明する書類	市区町村	家族関係の確認のため

注意事項① 夫婦共働き（夫婦共同扶養）の扶養認定について

共働きのご夫婦のお子様の扶養認定については、原則として「将来に向かっての今後1年間収入」が高い方の被扶養者となるものと見解が出されております。

参考 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について
(令和03年04月30日保国発第430001号保保発第430002号) (mhlw.go.jp)

これにより、

- 1) 被保険者と配偶者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者とします。
- 2) 双方の年間収入の差額が1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持すると判断した方の被扶養者とします。
- 3) 今後1年間に、産休・育児休業等の取得(予定)期間が含まれる方は、休業中の出産手当金・育児休業給付金等も「収入」として算定されます。
必ず「育児休業等取得状況・収入見込額確認表 ([ikujikyuka_shunyu.pdf](#))」をご提出ください。

※自営業者の収入について

自営業者の扶養認定において、「収入」とは確定申告書における「税・保険料等控除前の総収入」のことであり、「所得」ではありませんのでご注意ください。

また原材料等の直接的経費以外は、差し引いて考慮することはできません。

税法上の「年間収入(1~12月)」とは異なり、向こう1年間の収入見込額を指します。向こう1年間の収入状況が証明出来ない場合は、直近の確定申告書類(決算書一式)で判断いたします。

注意事項②（年収の壁について）

被扶養者の収入要件は、年収130万円（障がい者・60歳以上は180万円）未満とされており、1ヶ月あたりの収入額が108,334円（障がい者・60歳以上は150,000円）未満であることが認定の判断基準となります。

※令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）については、年収130万円未満から150万円未満（1ヶ月当たり125,000円未満）に引き上げられます。
学生であるか否かは問わず、年齢のみで判断し、年齢要件はその年の12月31日時点の年齢で判定いたします。

日額や月額から換算した年収額が収入要件の130万円を超過することになった場合は、被扶養者の削除が必要です。ただし、「一時的な事情」により収入要件を超過した場合は、被扶養者の勤務先の事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者としての加入が可能となりました。

【想定される事例】

- ・他の従業員が休職・退職したことにより、業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が一時的に増加したケース
- ・突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加したケースなど

年1回の被扶養者資格調査の際に、年収要件を超えている方については、健保から書類の提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

「一時的な事情」によるものかどうかは、雇用契約書等を踏まえつつ健康保険組合によって判断されます。年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかな場合は、事業主証明があったとしても、扶養の対象外となり、削除の手続きをお願いします。

注意事項③（被扶養者となるには日本国内に住所を有していることが必要です）

健康保険に被扶養者として加入するには、日本国内での居住、つまり日本国内に住所を有していることが必要です。また、当該事実は原則として住民票の有無で判断されます。（国内居住要件）

ただし、海外留学をする学生や、ご家族の海外赴任への帯同等、一時的な海外渡航については、国内居住要件の例外として取り扱われるため、日本国内に住所がないとしても、新規加入（継続加入）できます。

一方、住民票が日本国内にあっても、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、健保組合の方で国内居住要件を満たさないと判断され、対象外となる場合があります。